

都市計画法第34条第2号川越市審査基準

観光資源の有効な利用上必要な建築物等

1 開発区域

開発区域は、利用の対象となる観光資源が存在する市街化調整区域内であること。

2 予定建築物等

予定建築物等は、当該市街化調整区域に存する、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源を利用するために必要な建築物又は第1種特定工作物であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 観光資源の鑑賞のために必要な展望台等の建築物又は第1種特定工作物。

(2) 観光価値を維持するため必要な休憩施設又は第1種特定工作物（観光資源の利用者に軽食等を提供する飲食店、土産物店、現に湧出する温泉を利用するための入浴施設を含む。）。

3 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

観光立国推進基本法第13条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。